

社会福祉法人女川町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する 規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人女川町社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事（理事たる会長及び副会長を含む。）及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の区分及び額の算定方法)

第3条 役員等に対しては、定款第10条の規定により報酬を支給しない。ただし、会長、副会長及び監事に対しては、定款第25条の規定により別表のとおり報酬等を支給するものとする。

(支給の方法)

第4条 会長は、毎月21日に前月分を支給するものとする。なお、支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日にあたる場合は、それぞれの日の最も近い土曜日、日曜日又は祝祭日でない日に支給するものとする。

- 2 副会長及び監事は、会議開催の都度支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に細則で定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (会長及び副会長への日額報酬)

区 分	日 額
会長	3,000 円
副会長	3,000 円

別表 2 (監事への報酬)

区 分	日 額
監事監査等への出席	5,000 円